

健全化判断比率・資金不足比率

従来の地方財政再建促進特別措置法に代わり、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によって、平成19年度決算から健全化判断比率の4つの財政指標の公表が義務付けられ、さらに平成20年度決算からは健全化判断比率のいずれかが基準以上の団体には財政健全化計画等の策定が義務付けられました。

本市では、平成26年度決算における各指標の比率はいずれも基準未達となり、前年度の数値から改善しました。

各指標	概要	国からの基準		H22算定	H23算定	H24算定	H25算定	H26算定
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村20% 都道府県5%	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	市町村11.25% 都道府県3.75%					
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村30% 都道府県15%	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	市町村16.25% 都道府県8.75%					
実質公債費比率	全会計を対象とした一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	35%	16.4%	14.7%	13.7%	12.2%	11.3%
		早期健全化基準	25%					
将来負担比率	全会計及び設立法人等を対象とした一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準		118.9%	89.0%	66.0%	50.2%	46.6%
		早期健全化基準	市町村350% 都道府県400%					

○実質公債費比率

本市の実質公債費比率は、地方債のうち、土木債、衛生債等の元利償還金が減少したことなどから、単年度では前年度の11.2%から9.7%へと減少し、3カ年平均では前年度の12.2%から11.3%となりました。平成21年度決算以降は、地方債の協議制水準（18%以上）を下回っています。なお、平成25年度決算における県内市町平均9.3%、全国平均8.6%のいずれと比較しても本市の数値が上回っていることから、今後も地方債の効果的かつ効率的な発行に努める必要があります。

○将来負担比率

比率算定の基礎となる税収等から算出する標準財政規模が5億円減少するとともに、普通会計の地方債残高が39億円の減、債務負担行為に基づく支出予定額が5億円の減、財政調整基金をはじめとする基金残高が16億円の増となったことなどにより、本市の将来負担比率は、昨年度より3.6ポイント減少し46.6%と改善しました。その結果、平成25年度決算における全国平均51.0%を下回りましたが、県内市町平均34.3%を上回っていることから、今後も更なる財政健全化に取り組む必要があります。